

特定非営利活動法人つばめっこ



つばめっこは、障害児・者、その家族との「係わり」「つながり」
そして、「想い」を大切にしています。

☆三基本理念☆三

☆三あゆみ☆三

1. 自宅のある地域の中で、学校でも家庭でもないもうひとつの居場所として、子ども達が安心してゆったりと楽しく過ごせる場を提供する。
2. 様々な社会体験や実生活に結びつく活動を積み重ねることで、生きる力を育み、生活の広がりを促し、より豊かに過ごせるように支援する。
3. 本人にとっても家族にとっても、よいところとなるような存在を目指す。

平成 15 年度、障害のある子ども達の余暇活動サポートを目的に、楽しく遊びながらも社会的経験を広げる活動を積極的に取り入れ、夏休み等の長期休暇期間、土曜日を活動日としてスタートしました。

- 平成 17 年 3 月：福室つばめっこ開設
- 平成 19 年 1 月：特定非営利活動法人を取得
- 平成 19 年 3 月：泉中央つばめっこ開設
- 平成 20 年 9 月：栄つばめっこ開設
- 平成 21 年 5 月：市名坂つばめっこ開設
- 平成 23 年 6 月：つばめっこハウス開設
市名坂つばめっこをつばめっこハウス内に移転、
名称を七北田つばめっこに変更
- 平成 27 年 9 月：福室つばめっこを現住所に移転
- 平成 28 年 3 月：つばめっこセンター開設
- 平成 30 年 3 月：七北田つばめっこを現住所に移転
つばめっこ・ほほらを開設
障害児等小規模地域生活支援センターを設置



つばめっこ卒業生活動
(卒業生&大人のすわり一会)

子どもが卒業しても、つばめっこに遊びに来て楽しみながらリフレッシュできるような機会を作れたら…。
大人になっても自宅と職場(施設)以外の第3の場になれば幸いです♪

《対象》

1. 福室つばめっこ、七北田つばめっこを利用しており、高校を卒業した者
2. 福室つばめっこ、七北田つばめっこを利用しており、高等学園に進学した者
3. 家庭の事情等でつばめっこを退会し、参加希望がある者 ※ 原則、中途退会者は対象外

《活動内容・時間・回数》

調理活動等 ・ 11時00分頃から14時00分頃まで(活動により変動があります) ・ 年2回

《参加費》

正会員および賛助会員(本人または家族)…無料 ・ 非会員…500円

他、活動費(調理代等)が発生します。

《参加について》

対象者には、活動に関する案内を配布しております。 ※ 案内が不要な方は、担当までお伝えください。

《事業所・お問い合わせ》

※法人などに関して※

〒981-3131 仙台市泉区七北田字日野 123-9 TEL:022-372-0031 FAX:022-739-7236

※利用などに関して※

『障害児通所事業所(放課後等デイサービス)』

〈泉中央つばめっこ〉

〒981-3133 仙台市泉区泉中央 2-19-10 日泉パーキングビル 1F TEL・FAX:022-371-0760

〈七北田つばめっこ〉

〒981-3117 仙台市泉区市名坂字石止 64-1 グランパーク泉 101 TEL・FAX:022-343-8972

〈栄つばめっこ〉

〒983-0011 仙台市宮城野区栄 2-2-19 TEL・FAX:022-786-3031

〈福室つばめっこ〉

〒983-0011 仙台市宮城野区栄 4-16-18 ロイヤルヒルズ栄 201 TEL・FAX:022-254-2011

『障害児等小規模地域生活支援センター(短期入所・レスパイト・相談支援)』

〈つばめっこハウス/つばめっこ・ほほら/つばめっこセンター〉

〒981-3131 仙台市泉区七北田字日野 123-9 TEL:022-372-0031 FAX:022-739-7236

つばめっこホームページ: <http://tsubanekko-1.uh-oh.jp/> 検索方法:「つばめっこ 仙台」

§ つばめっこの活動を円滑に運営するため会員を募っています §

- ・ 正会員(何口でも) : 5,000円
- ・ 賛助会員(何口でも) : 2,000円

(入金先)

口座番号:七十七銀行高砂支店 普通 9103279
名義人:トクヒ つばめっこ 理事 桑原 則子

※ ご入会希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

(お問い合わせ)

特定非営利活動法人つばめっこ
〒981-3131 仙台市泉区七北田字日野 123-9
TEL:022-372-0031 FAX:022-739-7236
担当:法人事務局

放課後等デイサービスの詳細

《対象・定員》

障害のある小学生、中学生、高校生 ・ 10名/1日

《活動内容》

放課後…室内遊び、公園遊び、おやつ作り、季節の遊び(行事)、制作活動、お買い物など
 長期休暇など…公共機関や車を利用したお出かけ、プール活動、映画鑑賞、昼食作り、施設見学、親子参加活動など

《開所時間》

授業終了後(放課後)…13時30分～17時30分 ・ 学校休業日(長期休暇など)…9時30分～15時30分

《利用料金》

利用者負担額…児童福祉法に基づく、給付費の1割負担

※ 通所受給者証に記載されている利用者上限負担額が関係します。詳細は、お問い合わせください。

※ 授業終了後(放課後)利用時には、おやつ代などの実費負担が発生します。

※ 学校休業日(長期休暇など)の利用時には、活動の内容によって、交通費や活動費(例:調理代など)の実費負担が発生します。

《利用までの流れ》

1. 利用希望の事業所へお問い合わせください。
2. 契約前に、事業所の様子を見学してください。 ※お子さんが一緒でも大丈夫です。
3. 事業所で放課後等デイサービス利用計画書(区役所に申請する書類)を作成します。
4. 放課後等デイサービス利用計画書をお住まいの区役所の担当窓口へ提出します。
- ※ 区役所申請時、障害児支援利用計画の作成を求められます。相談支援事業所にご相談ください。
5. 区役所から通所受給者証が発行された後、事業所との契約になります。
6. 契約後、利用開始です。

障害のある子どもたちが、放課後および長期休暇中に有意義な時間を過ごせるよう、本人や保護者の想いを受け止めながら活動に取り組み、子ども達の笑顔を大切にします。

障害児等小規模地域生活支援センター

障害児(者)とその家族等が笑顔で地域生活を送れるよう、可能な範囲で生活のサポートができるよう努めます。助け合い(共助)のご理解をお願いいたします。

《対象》

障害児および知的障害者

《定員・開所時間》

2名/1日 ・ 17時00分～13時00分

※ 休業日:8月14日～8月17日、12月28日～1月3日(休業日は変更することがあります)。

他に臨時休業の日もあります。

《利用料金》

利用者負担額…障害者総合支援法に基づく、給付費の1割負担

※ 通所受給者証に記載されている利用者上限負担額が関係します。詳細は、お問い合わせください。

※ 実費負担金:光熱水費、食事代などの費用が発生します。

《利用までの流れ》

1. 利用希望の事業所へお問い合わせください。
2. 契約前に、事業所の様子を見学してください。 ※ お子さんが一緒でも大丈夫です。
3. 福祉サービス受給者証をお持ちであれば、契約になります。受給者証をお持ちでなければ、お住まいの区役所で発行手続きを行ってください。発行後、契約になります。
- ※ 区役所申請時、サービス等利用計画の作成を求められます。相談支援事業所にご相談ください。
4. 契約後、利用開始です。 ※ 契約は、1年毎の更新が必要です。

～短期入所～ つばめっこハウス

《対象》

仙台市内にお住いの在宅の障害児・者等 ※ 事前に登録が必要になります(1年毎の更新が必要です)。

《料金》

年会費	その他の世帯	非課税世帯	生活保護世帯
	10,000円	3,500円	1,000円
利用料			
一時介護(1時間)	500円	200円	0円
宿泊介護(1泊)	4,500円	2,400円	1,600円

～レスパイト～ つばめっこ・ぽぽら

時間帯料金	割増料金	キャンセル料金	割増料金
早朝(6時～8時)	150円増	日中介護(1時間)	300円
夜間(18時～20時)	150円増	宿泊介護(1泊)	3,000円
時間外(20時～6時)	250円増		

利用の際には、障害保険に加入していただきます(利用者負担)。

《利用上限》

1. 宿泊介護は、1泊を17時から翌日10時までの利用とし、1ヶ月7日以内。
2. 日中介護は、月60時間以内。 ※日中介護、外出介護、自宅での介護の合算時間。

※ 「仙台市障害児(者)家族支援等推進事業 レスパイトサービスのご案内(仙台市発行)」を参照ください。

《開所時間》

日中介護(8時00分～18時00分) ・ 宿泊介護(17時00分～翌日10時00分) ※ 時間外は、割増料金が発生します。

放課後活動の流れ(例)

- ▶ **学校終了後** 学校もしくは、ご自宅へお迎え
※保護者の方が事業所に送ってくる場合もあります。
- ▶ **15:00** 室内遊びまたは室外遊びなど
例:公園遊び、おやつ作り、お買い物、制作活動、季節のゲームなど
- ▶ **16:00** おやつ
- ▶ **16:30** 室内遊びまたは室外遊びなど
※おやつ前の遊びの続きを行う場合もあります。
- ▶ **17:30** ご自宅へお送り
※保護者の方が事業所に迎えに来る場合もあります。

休日活動の流れ(例)

- ▶ **09:30** ご自宅へお迎えまたは、駅などへ集合
※保護者の方が事業所に送ってくる場合もあります。
- ▶ ↓ メイン活動
例:お出かけ、プール遊び、昼食作り、制作活動など
- ▶ **12:00** 昼食
- ▶ **13:00** メイン活動
※昼食前の活動の続きなど
- ▶ **15:30** ご自宅へお送りまたは、駅などで解散
※保護者の方が事業所に迎えに来る場合もあります。



《対象》

障害児および知的障害者

《開所時間》

平日 10時00分～17時00分

《相談方法》

ご自宅への訪問相談、来所相談、電話相談など。 ※ 相談の料金は無料ですが、交通費が発生する場合があります。

《内容》

1. 相談(基本相談支援、障害児相談支援、計画相談支援)
障害のある方又はそのご家族などに、療育や日中活動、就労などの地域生活に関するご相談をお受けします。
※ 継続的な相談(サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成)を希望される方は、契約が必要になります。
※ 秘密は守ります。
2. 情報提供
障害福祉サービス等、生活に必要な情報などをご紹介します。
3. 連携
必要に応じて、複数の関係機関と連携を図ります。

～相談支援～ つばめっこセンター

障害児等小規模地域生活支援センターとは、「つばめっこハウス」「つばめっこ・ぽぽら」「つばめっこセンター」3つの事業所を一つの施設として設置しています。